

添付法令資料 3 :

リスクベース事業許可の監督に係るガイドライン及び手続に関する
2021 年 3 月 29 日付インドネシア共和国投資調整庁規則 No.5 (目次)
同年 4 月 1 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 事業者の権利、義務及び責任 (第 4 条ないし第 6 条)
- 第 3 章 リスクベース事業許可の監督実施コーディネーター (第 7 条)
- 第 4 章 監督サブシステム (第 8 条)
 - 第 1 節 年次実地検査計画 (第 9 条)
 - 第 2 節 監督業務の手段 (第 10 条)
 - 第 1 款 事業者のデータ、プロフィール及び情報 (第 11 条)
 - 第 2 款 委任状及び通知書 (第 12 条)
 - 第 3 款 質問票 (第 13 条)
 - 第 4 款 BAP (検査報告書) (第 14 条)
 - 第 3 節 事業者の定期報告 (第 15 条)
 - 第 4 節 指導及び処分 (第 16 条)
 - 第 5 節 事業許可の遂行に係る遵守評価 (第 17 条)
 - 第 6 節 苦情処理の実施 (第 18 条)
 - 第 7 節 事業者の申請又は裁判所の決定に基づく行政措置 (第 19 条)
 - 第 1 款 事業者の申請に基づく行政措置 (第 20 条ないし第 25 条)
 - 第 2 款 確定効を有する裁判所の決定に基づく行政措置 (第 26 条)
- 第 5 章 投資に係る監督の実施
 - 第 1 節 投資監督権限 (第 27 条及び第 28 条)
 - 第 2 節 平時の監督 (第 29 条)
 - 第 3 節 臨時の監督 (第 30 条)
 - 第 4 節 報告のモニタリング (第 31 条ないし第 43 条)
 - 第 5 節 実地検査 (第 44 条)
 - 第 6 節 実地検査実施者に対するモニタリング (第 45 条)
 - 第 7 節 処分 (第 46 条ないし第 48 条)
 - 第 1 款 基準充足に関する提出に基づく行政処分 (第 49 条及び第 50 条)
 - 第 2 款 許可要件充足に関する提出に基づく行政処分 (第 51 条ないし第 53 条)
 - 第 3 款 事業活動準備状況に基づく行政処分 (第 54 条)
 - 第 4 款 軽微な違反に基づく行政処分 (第 55 条及び第 56 条)
 - 第 5 款 中程度の違反に基づく行政処分 (第 57 条ないし第 59 条)
 - 第 6 款 重大な違反に基づく行政処分 (第 60 条及び第 61 条)
 - 第 7 款 事業活動支援に係る事業許可の取消 (第 62 条)

第8節 費用（第63条）

第6章 不可抗力（第64条）

第7章 経過規定（第65条）

第7章（原文ママ） 終則（第66条及び第67条）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所